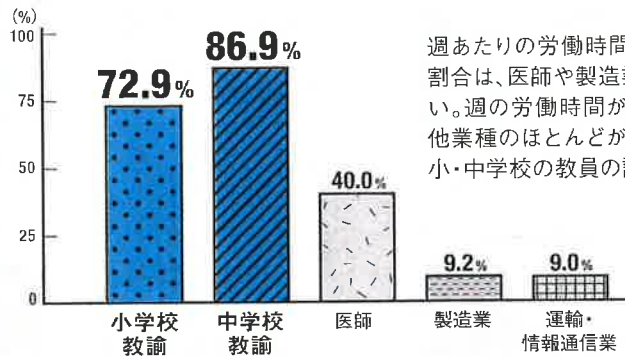


■ 週あたりの労働時間が60時間を超える割合

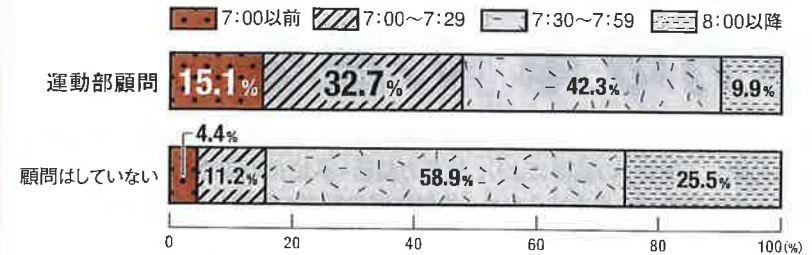


週あたりの労働時間が60時間を超える教員の割合は、医師や製造業など他業種より格段に高い。週の労働時間が「50時間未満」の割合は、他業種のほとんどが8割程度であるのに対し、小・中学校の教員の該当者はいなかった。

つまり
過労死レベル
の割合*

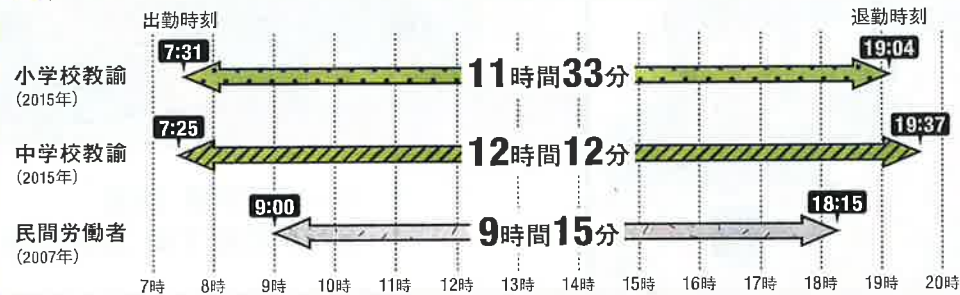
※週あたりの法定労働時間は40時間なので、「週60時間以上の労働」とは「週20時間以上の時間外労働」と同義。これを月あたりに換算すると20時間×4週=80時間となり、厚生労働省の定めるいわゆる「過労死ライン」にあたる。

■ 部活動顧問の担当状況別の出勤時刻の違い



顧問をしていない教員の8割以上が7時半以降に出勤するのに対し、運動部顧問の教員の半数近くが7時半以前に出勤している。

■ 教員と民間労働者の平均職場滞在時間の比較



小・中学校の教員ともに、民間労働者に比べて職場に滞在する時間は2時間以上長い。